

令和 8 年度版

事 業 概 要

(令和 7 年度実績)

青森県下北福祉事務所
青森県下北児童相談所

〒035-0073 むつ市中央1丁目3-33 青森県むつ健康福祉庁舎2F、3F
福祉調整課・保護課直通

TEL 0175-22-2296 FAX 0175-23-1103

児童相談所直通

TEL 0175-23-5975 FAX 0175-23-5982

ホームページアドレス

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/sh-fukushi/sh-fukushi_gaiyouR8.html

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/sh-jiso/sh-jiso_gaiyouR8.html

第1章 総括

1	管内の概況	1
2	沿革	3
3	機構図と分掌事務	5
4	令和8年度組織目標	9
5	令和8年度相談等日程表	10
6	令和8年度行事予定	11
7	歳入・歳出の状況（令和7年度）	13

第2章 下北福祉事務所・下北児童相談所の概要

1	福祉調整課	
1	母子父子寡婦福祉	16
2	女性相談及び配偶者暴力相談関係	21
3	地域福祉	23
2	保護課	
1	生活保護	24
3	下北児童相談所	
	＜相談業務等＞	
1	相談業務	30
2	判定業務	40
3	一時保護業務	42
	＜各種支援業務＞	
1	子ども虐待防止対策	43
2	市町村支援	43

第3章 資料集

1	下北児童相談所資料	44
2	各種協議会委員等名簿	45

第1章 総括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

管轄地域は、青森県の北東部、下北半島の大半を占め、三方を海(太平洋、津軽海峡、陸奥湾)に囲まれ、南は上北地方と接しています。

1市1町3村からなり、面積は1,416.12㎢で、本県の14.68%を占めています。

地勢は、むつ市内を流れる田名部川の低地を挟み、東部はなだらかな丘陵台地を形成して単調な海岸丘陵地域に続き、西部は釜臥山を頂点とする急峻な山地が海岸まで迫る山岳地帯となっています。集落は狭い海岸地帯及び田名部川、大畑川、川内川など中小河川流域に形成されています。

気象は、東部は春の終わり頃から夏にかけて吹く偏東風(通称「やませ」)のため冷涼な日が多く冷害に見舞われやすく、西部は冬季に季節風の影響で積雪が多くなります。

※参考資料

面積：令和8年4月1日現在(国土交通省国土地理院全国都道府県市区町村別面積調)

(2) 人口、産業、就業者数、所得

管内人口は、60,816人(令和7年10月1日現在)で県計1,145,475人の5.31%を占め、人口密度は42.9人/㎢となっています。

管内の年齢3区分別人口は、年少人口(15歳未満)5,438人(9.1%)、生産年齢人口(15～64歳)31,726人(52.9%)、老年人口(65歳以上)22,778人(38.0%)となっています。

管内の産業構造を産業別就業者数でみると、第1次産業は2,951人(8.8%)、第2次産業は6,966人(20.8%)、第3次産業は23,560人(70.4%)となっており、第3次産業が高いウエイトを占めています。

管内の人口1人当たり市町村民所得は2,915千円、むつ市が2,861千円、下北郡が3,048千円となっています。

※参考資料 人口：令和7年青森県の人口(青森県総合政策部統計分析課)
(令和7年10月1日現在推計人口)

※人口の総数には年齢不詳者を含む。

人口密度：人口÷面積

産業別就業者数：令和2年国勢調査(総務省統計局)

市町村民所得：令和5年度市町村民経済計算(青森県総合政策部統計分析課)

概況のデータ

	総面積 (km ²)	人口総数 (人)	人口密度 (人/km ²)	年齢別人口(人)			産業別就業者数(人)		
				年少人口	生産年齢人口	老年人口	第1次産業	第2次産業	第3次産業
むつ市	864.20	48,697	56.3	4,448 (9.3%)	25,704 (53.7%)	17,688 (37.0%)	1,331 (5.1%)	5,140 (19.6%)	19,726 (75.3%)
大間町	52.09	4,162	78.7	382 (9.2%)	2,138 (51.5%)	1,632 (39.3%)	534 (22.3%)	609 (25.4%)	1,252 (52.3%)
東通村	295.32	5,187	17.6	445 (8.6%)	2,701 (52.1%)	2,041 (39.3%)	738 (23.0%)	847 (26.4%)	1,624 (50.6%)
風間浦村	69.46	1,340	19.3	74 (5.5%)	591 (44.2%)	672 (50.3%)	169 (20.4%)	156 (18.8%)	504 (60.8%)
佐井村	135.05	1,430	10.6	89 (6.2%)	592 (41.5%)	745 (52.2%)	179 (21.1%)	214 (25.3%)	454 (53.6%)
郡計	551.92	12,119	22.0	990 (8.2%)	6,022 (49.8%)	5,090 (42.1%)	1,620 (22.3%)	1,826 (25.1%)	3,834 (52.7%)
管内計	1,416.12	60,816	42.9	5,438 (9.1%)	31,726 (52.9%)	22,778 (38.0%)	2,951 (8.8%)	6,966 (20.8%)	23,560 (70.4%)
県計	9,645.11	1,145,475	118.8	108,884 (9.7%)	607,968 (54.0%)	408,861 (36.3%)	70,403 (11.3%)	125,088 (20.0%)	428,606 (68.7%)

※ 人口総数は年齢不詳者を含むため、年齢別人口の計とは一致しない。

管内地図



2 沿革

(1) 下北福祉事務所の沿革

昭和26年	10月	田名部町大字田名部柳浦1番地（現むつ松木屋）に下北社会福祉事務所として発足し、庶務課、福祉課の2課体制となる。
昭和29年	5月	郡部福祉事務所統廃合により、下北地方福祉事務所となる。
昭和42年	9月	むつ合同庁舎新築完成により移転（むつ市中央1丁目1番8号）
昭和54年	4月	新福祉事務所構想にもとづく新体制（福祉六法総合担当制）により、総務課、福祉第一課、福祉第二課の3課体制になる。
平成5年	4月	組織機構の再編（福祉四法総合担当制）により、総務課、福祉調整課、福祉推進課の3課体制となる。
平成14年	4月	組織統合により、下北地方健康福祉こどもセンター福祉部（下北地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。
平成15年	4月	組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。
平成16年	4月	組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
平成17年	3月	市町村合併により川内町、大畑町、脇野沢村について、生活保護、児童扶養手当、特別障害者手当の事務を新むつ市へ委譲する。
平成18年	4月	地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室（下北地方福祉事務所）となる。
平成20年	4月	組織機構の統合により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室となり、福祉調整課、保護課（下北地方福祉事務所）、こども相談課（青森県むつ児童相談所）の3課体制となる。
平成21年	4月	身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することが、障害者相談センターへ業務移管される。
平成25年	4月	組織改正により、社会福祉法人・施設等の指導監査等に関すること及び児童扶養手当等に関することが東青地域県民局へ業務集約される。
平成28年	4月	むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、むつ保健所、青森県むつ児童相談所とともに同庁舎へ移転した。
平成30年	4月	青森県型地域共生社会専任担当職員が1名配置される。（令和3年3月まで）
令和7年	4月	組織改正により、地域県民局が廃止となり、青森県下北福祉事務所が設置され、福祉調整課、保護課の2課体制となる。

(2) 下北児童相談所の沿革

平成 9年	4月	青森県中央児童相談所むつ支所がむつ合同庁舎内に開設
平成14年	4月	組織機構の統合により、青森県中央児童相談所むつ支所から下北地方健康福祉こどもセンターこども相談部となるとともに、青森県むつ児童相談所に格上げとなり、こども相談第一課、こども相談第二課の2課体制となる。
平成18年	4月	地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部こども相談総室（青森県むつ児童相談所）となる。
平成19年	4月	組織改正により、課を廃止し、次長を置く。
平成20年	4月	組織機構の統合により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室となり、福祉調整課、保護課（以下、下北地方福祉事務所）、こども相談課（青森県むつ児童相談所）の3課体制となる。
平成28年	4月	むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、むつ保健所、下北地方福祉事務所とともに同庁舎へ移転した。
令和 4年	4月	保健師1名が兼務配置される。
令和 7年	4月	組織改正により、地域県民局が廃止となり、青森県下北児童相談所が設置される。課を廃止し、総務グループ（下北福祉事務所福祉調整課本務）、こども相談グループの2グループ体制となる。
令和 8年	4月	医師1名、市町村支援児童福祉司1名が兼務配置される。

3 機構図と分掌事務

平成14年4月から、県の出先機関である保健所、地方福祉事務所、児童相談所を、県内6圏域ごとに広域的、専門的な拠点として集約した「健康福祉こどもセンター」が新設されました。

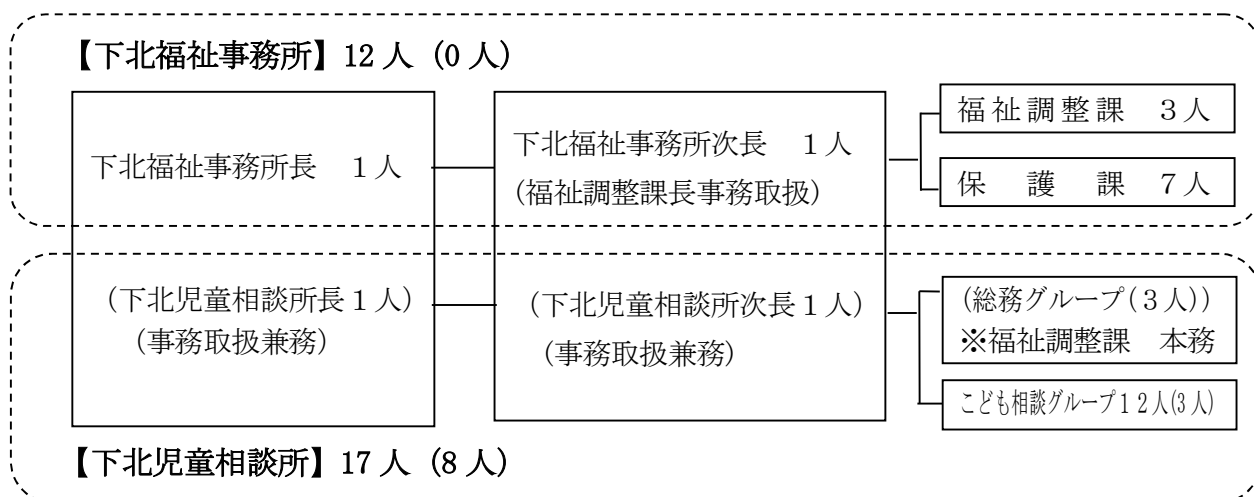
さらに、平成18年4月からは、市町村等との連絡・連携を一層密にしながら、ともに地域づくりを進めていくため、試行的に、総合的な出先機関である「地域県民局」が、中南（弘前市）・三八（八戸市）・下北（むつ市）の3地域に設置され、「健康福祉こどもセンター」は「地域健康福祉部」という名称に改められました（平成19年4月からは、東青（青森市）、上北（十和田市）、西北（五所川原市）にも県民局が設置され、6県民局体制になっています）。

また、平成20年4月の機構改革により、企画調整室が廃止され、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室となりました。

令和7年4月の組織改正により、地域県民局が廃止され、保健総室は青森県下北保健所、福祉こども総室は青森県下北福祉事務所と青森県下北児童相談所となりました。

（1） 機構図（令和8年4月現在）

ア 正職員



※職員数は正職員の数。（ ）は事務取扱兼務（再掲）

イ 正職員以外の職員

下北福祉事務所	非常勤事務員	1人
	母子・父子自立支援員	1人
	女性等相談指導員	1人
	生活保護受給者就労支援相談員	1人
	医療扶助相談・指導員	1人
	嘱託医	2人
	合計	7人
下北児童相談所		0人

(2) 分掌事務

○下北福祉事務所

福祉調整課

- ・ 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関すること
- ・ 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関すること
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること
- ・ 社会福祉統計に関すること
- ・ 災害救助法及び防災に関すること
- ・ 日赤の地区事業に関すること
- ・ 民生委員・児童委員に関すること

保護課

- ・ 生活保護法に定める保護の措置に関すること
- ・ 生活困窮者自立支援に関すること

○下北児童相談所

- ・ 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に関すること
- ・ 必要な調査並びに各種診断(社会診断・心理診断・医学診断・行動診断)に関すること
- ・ 調査、診断に基づき必要な指導に関すること
- ・ 児童の一時保護に関すること
- ・ 施設入所等の措置に関すること
- ・ 障がい児施設等の利用契約に関すること
- ・ 市町村における児童家庭相談の対応支援に関すること
- ・ 里親に関すること

(3) 各所属別・職種別職員数一覧(令和8年4月1日現在)

ア 下北福祉事務所

(ア) 所属別一覧

区分 所属	正 職 員											臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総括主幹 （課長）	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非常勤事務員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱 託 医	小 計		
管 理 職	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
福祉調整課	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	3	1	1	1	-	-	-	3	6	
保 護 課	-	-	-	1	-	2	4	-	-	-	7	-	-	-	1	1	2	4	11	
合 計	1	1	-	1	-	3	6	-	-	-	12	1	1	1	1	1	2	7	19	

(イ) 職種別一覧

区分 所属	正 職 員										臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総括主幹 （課長）	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非 常 勤 事 務 員	母 子・父 子自 立支 援員	女 性等 相 談支 援員	医 療扶 助相 談・指 導員	就 労支 援相 談員	嘱 託 医	小 計	
一 般 事 務	1	1	-	1	-	3	5	-	-	-	11	1	1	1	1	1	-	5	16
福 祉	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
心 理 判 定 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 健 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2
合 計	1	1	-	1	-	3	6	-	-	-	12	1	1	1	1	1	2	7	19

イ 下北児童相談所

(ア) 所属別一覧

区分 所属	正 職 員										臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総 括 副 参 事	こども相談主幹	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非常勤事務員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱 託 医	小 計	
管 理 職	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	(2)	-	-	-	-	-	-	-	(2)
総務グループ (福祉調整課本務)	-	-	-	-	-	(1)	(2)	-	-	-	(3)	-	-	-	-	-	-	-	(3)
こども相談 グ ル ー プ	-	-	(1)	1	1	(1)	7	(1)	-	-	9 (3)	-	-	-	-	-	-	-	9 (3)
合 計	- (1)	- (1)	- (1)	1	1	- (2)	7 (2)	- (1)	-	-	9 (8)	-	-	-	-	-	-	-	9 (8)

※ 注 1 : () 内は兼務・事務取扱配置数

(イ) 職種別一覧

区分 所属	正 職 員											臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総 括 副 参 事	こども相談主幹	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非常勤事務員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱 託 医	小 計		
一 般 事 務	(1)	(1)	-	1	-	(1)	1 (2)	-	-	-	2 (5)	-	-	-	-	-	-	-	2 (5)	
福 祉	-	-	-	-	-	(1)	4	-	-	-	4 (1)	-	-	-	-	-	-	-	4 (1)	
心理判定員	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	
保 健 師	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	(1)	
医 師	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	(1)	
合 計	- (1)	- (1)	- (1)	1	1	- (2)	7 (2)	- (1)	-	-	9 (8)	-	-	-	-	-	-	-	9 (8)	

4 令和8年度組織目標

(1) 下北福祉事務所の組織目標

- ①福祉各法に係る財務事務の適正実施
- ②生活保護業務の進行管理と査察指導の強化及び計画的・効率的な訪問調査・指導の実施
- ③D Xの推進

各課の組織目標

ア 福祉調整課

- ①母子父子寡婦福祉制度の適正執行
- ②D Xの推進

イ 保護課

- ①業務の進行管理と査察指導の強化及び計画的・効率的な訪問調査・指導の実施
- ②被保護者の権利・義務周知徹底の推進
- ③収入未済額の減少

(2) 下北児童相談所の組織目標

- ①相談・援助活動の充実・強化
- ②相談対応職員の専門性の向上
- ③市町村児童家庭相談の機能強化
- ④児童福祉施設との連携強化
- ⑤家庭養護の促進
- ⑥収入未済解消の促進
- ⑦D Xの推進

5 令和 8 年度相談等日程表

(1) 下北福祉事務所

- ・ 女性相談、DV相談
- ・ ひとり親・母子父子寡婦相談（母子父子寡婦福祉資金の貸付及び相談）
- ・ 生活保護相談

【相談受付時間】月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分（年末年始、祝日を除く）

※ 女性等相談支援員による相談は、8 時 30 分～16 時 45 分（不在の日もあります）

※ 来所相談される場合は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

(2) 下北児童相談所

保護者の都合により子どもを育てられない、子どもを施設に預けたい、発達の遅れが心配、いじめ・不登校・非行など、管内市町村の 18 歳未満のお子さんに関する様々な相談を受けています。

【相談受付時間】月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分（年末年始、祝日を除く）

※ 来所相談される場合は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

6 令和8年度行事予定

月	下北福祉事務所	下北児童相談所
4	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付審査会(随時) ○ 保護課診断・措置会議(毎週火曜日＝3月まで) ○ 下北郡民児協監査会	○ こども相談グループ受理・判定・援助方針会議(毎週水曜日＝3月まで) ○ 医学診断(毎月第2木曜日＝3月まで) ○ 市町村要対協個別ケース検討会議(随時) ○ 東青下北フォスタリング連絡会議(毎月)
5	○ 下北郡民児協役員会・通常総会	○ 児童福祉週間関連行事(5～11日) ○ 県内児童相談所児童心理司会議 ○ 下北地区子ども発達相談連絡協議会運営委員会 ○ 県里親連合会総会
6	○ ひとり親家庭等就業・自立支援会議 ○ むつ・下北地区母子寡婦福祉会連絡協議会総会 ○ 母子・父子自立支援員等研修会	○ 下北里親役員会・総会・サロン ○ 各市町村要対協代表者会議(～2月)
7	○ 民児協事務担当者会議 ○ むつ・下北地区母子寡婦福祉会学習交流会 ○ 女性等相談支援員業務連絡会	○ 児童福祉施設等訪問調査(～12月) ○ 少年関係機関との連絡協議会
8	○ 青森県母子寡婦福祉大会 ○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会	○ 第1回県内児童相談所長会議 ○ 第1回児童相談所業務検討会議 ○ 下北里親会サロン(里親子交流会)
9	○ 第1回滞納者検討会議 ○ 第1回福祉事務所長会議 ○ 赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議 ○ 財務事務検査 ○ 全国女性相談支援員研究協議会	○ 全国児童相談所長会議 ○ 第1回滞納者検討会議 ○ 県内心理判定員研修会 ○ 財務事務検査 ○ 里親登録基礎研修
10	○ 大間地区犯罪被害者支援ネットワーク会議 ○ 北海道・東北六県女性支援研究協議会 ○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会	○ 下北里親会サロン(防災研修) ○ 東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会 ○ 里親登録前研修

月	下北福祉事務所	下北児童相談所
11	○ 生活保護法施行事務指導監査 ○ 下北郡民児協研修会 ○ 東北・北海道母子父子自立支援員連絡会議 ○ 青森県社会福祉大会	○ 東北・北海道児童相談所長会議 ○ 東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会 ○ 東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会 ○ 下北里親会サロン・フォスタリングわかば合同開催
12	○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等業務連絡会議及び女性等相談支援員業務連絡会	○ 下北地区子ども発達相談連絡協議会運営委員会 ○ 下北里親会サロン（クリスマス会）
1		
2	○ 第2回滞納者検討会議 ○ 第2回福祉事務所長会議	○ 第2回滞納者検討会議 ○ 第2回児童相談所業務検討会議 ○ 三機関連携協議会
3	○ 母子・父子自立支援員等研修会 ○ 下北郡民児協役員会	○ 第2回県内児童相談所長会議 ○ 下北里親会サロン

7 歳入・歳出の状況（令和7年度）

（1）下北福祉事務所

ア 一般会計

（ア）歳入

（単位：円）

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
分 担 金 及 び 負 担 金	民 生 負 担 金	児 童 福 祉 費	知的障がい児等措置費	171, 400	171, 400	－	0
		過年度収入	知 事 部 局	0	0	－	0
財産収入	物 品 売 払 収 入	物 品	知 事 部 局	0	0	－	0
諸 収 入	延 滞 金	延 滞 金	健康福祉政策課	10, 550	10, 550	－	0
		過年度収入	知 事 部 局	0	0	－	0
	雑 入	総 務 費	情 報 公 開	0	0	－	0
			個 人 情 報 保 護	0	0	－	0
		民 生 費	生 活 保 護 費	8, 838, 902	6, 086, 171	－	2, 752, 731
		過年度収入	知 事 部 局	26, 855, 276	2, 446, 851	500, 633	23, 907, 792
		雑 入	知 事 部 局	20	20	－	0
合 計				35, 876, 148	8, 714, 992	500, 633	26, 660, 523

（イ）歳出

（単位：円）

款	目	令達額	支出額	残額
民生費	社会福祉総務費	79,800	70,483	9,317
	福祉事務所費	2,952,106	2,783,478	168,628
	老人福祉費	11,500	0	11,500
	女性福祉費	65,000	0	65,000
	地域福祉費	84,700	84,700	0
	ひとり親家庭等福祉費	159,000	17,500	141,500
	生活保護総務費	2,496,860	2,302,288	194,572
	扶 助 費	260,921,000	253,346,265	7,574,735
合 計		266,769,966	258,604,714	8,165,252

イ 特別会計

(ア) 歳入

(単位：円)

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
諸 収 入	母子福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	23,832,595	23,007,501	－	825,094
		過 年 度 入 収	元 金	4,573,705	284,132	－	4,289,573
			利 子	26,286	0	－	26,286
	寡婦福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	133,872	133,872	－	0
	父子福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	1,192,470	1,192,470	－	0
合 計				29,758,928	24,617,975	－	5,140,953

(イ) 歳出

(単位：円)

款	目	令達額	支出額	残額
母子父子寡婦 福祉資金貸付費	指 導 調 査 費	350,000	223,448	126,552
	母 子 福 祉 資 金 貸 付 費	22,000,000	17,903,500	4,096,500
	寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費	500,000	0	500,000
	父 子 福 祉 資 金 貸 付 費	5,500,000	1,440,000	4,060,000
合 計		28,350,000	19,566,948	8,783,052

(2) 下北児童相談所

(ア) 歳入

(単位：円)

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
分 担 金 及 負 担 金	民 生 負 担 金	児 童 福 祉 費	乳 児 院 ・ 助 産 施 設 措 置 費	0	0	－	0
			子 ど も 自 立 セ ン タ ー み ら い 費	4,400	4,400	－	0
			児 童 心 理 治 療 施 設 等 措 置 費	522,900	387,900	－	135,000
			里 親 ・ 母 子 生 活 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 措 置 費	1,175,400	748,100	－	427,300
		過年度収入	知 事 部 局	2,340,964	100,000	10,130	2,230,834
財産収入	物 品 売 払 収 入	物 品	知 事 部 局	0	0	－	0
諸 収 入	延 滞 金	延 滞 金	こどもみらい課	19,260	250	－	19,010
		過年度収入	知 事 部 局	100,980	0	11,370	89,610
	雑 入	総 務 費	情 報 公 開	0	0	－	0
			個 人 情 報 保 護	380	380	－	0
		過年度収入	知 事 部 局	340	0	20	320
		雑 入	知 事 部 局	180	160	－	20
合 計				4,164,804	1,241,190	21,520	2,902,094

(イ) 歳出

(単位：円)

款	目	令達額	支出額	残額
民生費	児童福祉総務費	101,000	54,000	47,000
	児童措置費	4,013,800	2,812,077	1,201,723
	児童相談所費	5,508,000	3,322,495	2,185,505
合 計		9,622,800	6,188,572	3,434,228

第2章

下北福祉事務所・下北児童相談所の概要

1 福祉調整課

1 母子父子寡婦福祉

(1) 相談指導活動の状況

母子・父子自立支援員が1名配置されており、担当職員及び関係機関と連携して相談指導を行っています。

令和7年度の相談指導件数は387件となっており、主な相談の内容としては、母子父子寡婦福祉資金に関するものが245件(63.3%)で、相談の多くを占めています。

(表1-① 母子・父子自立支援員相談指導件数 参照)

(2) 母子父子寡婦福祉資金の状況

ア 令和7年度新規分の母子福祉資金の貸付決定件数は7件で、貸付決定(仮決定も含む)額は7,160千円となっています。その内訳は、修学資金1件4,800千円、就学支度資金5件2,140千円、生活資金1件220千円となっています。

父子福祉資金の貸付決定件数は1件で、貸付決定(仮決定も含む)額は1,890千円となっています。その内訳は、修学資金1件1,890千円となっています。

寡婦福祉資金は貸付がありませんでした。

(表1-② 令和7年度市町村別母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況 参照)

イ 令和7年度の母子福祉資金の償還状況をみると、現年度分の償還率は96.54%で前年度より減少し、過年度分が6.18%で前年度より減少しています。

また、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の現年度分の償還率は、前年度と同様100%となっています。

(表1-③ 年度別母子父子寡婦福祉資金償還状況 参照)

表 1－① 母子・父子自立支援員相談指導件数

(単位：件)

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
生活一般	住宅	7	6	3
	医療・健康	9	15	19
	家庭紛争	9	13	7
	就労	41	19	26
	結婚	－	－	－
	養育費	7	10	15
	借金	2	1	7
	その他	4	5	16
	小 計	79	69	93
児童	養育	10	24	26
	教育	8	4	6
	非行	－	－	－
	就職	－	2	－
	その他	1	－	－
	小 計	19	30	32
経済的支援・生活援護	母子福祉資金	282	240	224
	父子福祉資金	16	5	9
	寡婦福祉資金	－	－	12
	公的年金	1	－	－
	児童扶養手当	2	1	1
	生活保護	－	3	3
	税	－	－	－
	その他	13	13	12
	小 計	314	262	261
その他	売店設置(法第 25 条)	－	－	－
	たばこ販売(法第 26 条)	－	－	－
	母子世帯向公営住宅(法第 27 条)	－	－	－
	母子福祉施設の利用	－	1	－
	母子生活支援施設(児童福祉法第 38 条)	6	2	1
	小 計	6	3	1
合 計		418	364	387

表 1－② 令和 7 年度市町村別母子父子寡婦福祉資金貸付決定状況

母子父子福祉資金

(単位：件、千円)

市町村		事業 開始 資金	事業 継続 資金	修学 資金	技能 習得 資金	修業 資金	就職 支度 資金	療養 資金	生活 資金	住宅 資金	転宅 資金	就学 支度 資金	結婚 資金	児童 扶養 資金	合計
むつ市	件数	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	5	-	-	8
	金額	-	-	6,690	-	-	-	-	220	-	-	2,140	-	-	9,050
大間町	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東通村	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風間浦村	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐井村	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	件数	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	5	-	-	8
	金額	-	-	6,690	-	-	-	-	220	-	-	2,140	-	-	9,050

表 1－③ 年度別母子父子寡婦福祉資金償還状況

母子福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度					計				
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	償還率
令和 2 年度	28,412,751	28,131,967	280,784	99.01	5,240,909	521,335	－	4,719,574	9.95	33,653,660	28,653,302	－	5,000,358	85.1
令和 3 年度	27,351,425	27,005,225	346,200	98.73	5,000,358	462,595	－	4,537,763	9.25	32,351,783	27,467,820	－	4,883,963	84.9
令和 4 年度	27,452,879	27,045,015	407,864	98.51	4,883,963	545,079	－	4,338,884	11.16	32,336,842	27,590,094	－	4,746,748	85.32
令和 5 年度	23,724,500	23,076,179	648,321	97.27	4,746,748	1,037,968	－	3,708,780	21.87	28,471,248	24,114,147	－	4,357,101	84.70
令和 6 年度	22,293,532	21,552,999	740,533	96.68	4,357,101	497,643	－	3,859,458	11.42	26,650,633	22,050,642	－	4,599,991	82.74
令和 7 年度	23,832,595	23,007,501	825,094	96.54	4,599,991	284,132	－	4,315,859	6.18	28,432,586	23,291,633	－	5,140,953	81.92

寡婦福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度				計			
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
令和 2 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 3 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 4 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 5 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 6 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100
令和 7 年度	133,872	133,872	－	100	－	－	－	－	133,872	133,872	－	100

父子福祉資金

(単位：円、%)

区分 年度	現 年 度				過 年 度				計			
	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
令和 2 年度	325,548	325,548	-	100	-	-	-	-	325,548	325,548	-	100
令和 3 年度	403,500	403,500	-	100	-	-	-	-	403,500	403,500	-	100
令和 4 年度	731,799	731,799	-	100	-	-	-	-	731,799	731,799	-	100
令和 5 年度	839,080	839,080	-	100	-	-	-	-	839,080	839,080	-	100
令和 6 年度	935,442	935,442	-	100	-	-	-	-	935,442	935,442	-	100
令和 7 年度	1,192,470	1,192,470	-	100	-	-	-	-	1,192,470	1,192,470	-	100

2 女性相談及び配偶者暴力相談関係

概要

女性等相談支援員 1 名が配置され、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、女性が抱える様々な問題に対する相談に応じています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、被害者の相談に応じ、情報提供、援助等を行っています。

（表 2－①経路別相談受付状況、－②相談処理状況、－③相談種別受付状況、
－④配偶者からの暴力等に対する相談 参照）

表 2－① 令和 7 年度 経路別相談受付状況（実人員）

区分	本人 自身	警察 関係	法務 関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉 事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療 機関	労働 関係	縁故者・知人	その他	計
来所・巡回等												1	1
電話	3						1						4
計	3						1					1	5

表 2－② 令和 7 年度 相談処理状況

区 分	処理済実人員											指導 延 件 数
	女性自立支援施設に入所	就職・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	福祉 事務所へ移送	女性相談支援員へ移送	女性相談支援センター・ 他県の女性相談支援センター・ 女性相談支援員へ移送	その他の関係機関 へ移送	助 言 ・ 指 導	そ の 他	計	
	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	5	6

表 2－③ 令和 7 年度 相談種別受付状況（実人員）

区分	人 間 関 係									経済関係	医療関係	住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5 条関係	人身取引	合計
	夫等	子ども	親族	交際相手	その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他										
来所・巡回等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
電 話	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
計	3	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5

表 2－④ 令和 7 年度 配偶者からの暴力等に対する相談（実人員）

区分	被害者の年齢別							合計
	20 歳未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 歳以上	不明	
来所・巡回等	-	-	-	1	-	-	-	1
電話	-	-	-	1	-	1	2	4
計	-	-	-	2	-	1	2	5

3 地域福祉

民生委員・児童委員及び主任児童委員

社会福祉の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉及び児童福祉の増進に努めることを目的として、民生委員法第3条及び児童福祉法第16条により、各市町村に民生委員・児童委員及び主任児童委員の設置が定められています。

令和7年4月1日現在、下北郡の民生委員・児童委員及び主任児童委員の定数は、大間町17人、東通村25人、風間浦村11人、佐井村13人であり、その活動内容は多岐にわたっています。

2 保護課

1 生活保護

(1) 被保護世帯数、被保護人員、保護率、町村別生活保護の状況

令和7年度の管内の月平均の被保護世帯数は、320世帯、被保護人員は408人、保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は33.37%となっており、青森県全体の保護率23.14%を大きく上回っています。管内で最も保護率が高い町村は大間町で、52.52%と県内の市町村でも最も高くなっています。

（表1－① 各年度別・町村別被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移 参照）

(2) 保護の申請、開始及び廃止の状況

令和7年度の保護申請は56件で、前年度と比較して21件増加しており、開始件数は38件で前年度と比較して15件の増加となっています。

廃止件数は34件で、前年度と比較して3件の増加となっています。廃止理由は、死亡が18件、管外転出が3件、辞退が1件、扶養引取が2件、収入の増加が1件、施設入所が2件、他法の活用が4件、その他が3件となっています。

（表1－②生活保護状況の推移

表1－③令和7年度町村別生活保護の状況 参照）

(3) 被保護世帯の構成

令和7年度の被保護世帯の世帯類型別構成比をみると、高齢者世帯が61.88%と最も高く、次いで、傷病障がい者世帯が20.00%、その他の世帯が15.94%、母子世帯が2.19%となっています。

県全体と比較すると、その他世帯（県平均12.44%）の割合が高くなっています。

（表1－④被保護者世帯構成の推移

表1－⑤令和7年度町村別被保護者世帯の構成 参照）

(4) 労働力類型別世帯の状況

令和7年度の被保護世帯の労働力類型別構成比をみると、働いている者のいない世帯が89.4%、働いている者のいる世帯が10.6%となっています。

働いている者のいない世帯については、前年度と比較して1件の減少となっています。

（表1－⑥労働力類型別世帯数の推移

表1－⑦令和7年度町村別労働力類型別世帯数 参照）

(5) 保護費の支給状況

令和7年度における保護費支出総額は5億1,170万9,622円で前年度より15,503,503円の減少となっています。支出総額を構成比でみると、医療扶助47.9%と生活扶助35.7%で全体の約84%を占めています。

（表1－⑧扶助別生活保護費の推移 参照）

表 1－① 各年度別・町村別被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移

(単位：世帯、人、‰)

年度 町村別		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
大間町	世帯数	164	161	161	158	155
	実人員	255	237	234	228	220
	保護率	55.60	52.99	53.06	53.47	52.52
東通村	世帯数	88	88	85	81	82
	実人員	115	112	102	94	94
	保護率	19.72	19.50	18.72	17.44	17.88
風間浦村	世帯数	32	30	30	31	32
	実人員	40	36	37	36	37
	保護率	25.00	23.42	24.57	25.24	27.01
佐井村	世帯数	56	53	51	49	50
	実人員	68	62	60	59	58
	保護率	39.06	36.15	38.02	38.21	40.11
下北郡	世帯数	340	331	326	319	320
	指数	100	97.4	95.9	93.8	94.1
	実人員	479	448	432	416	408
	指数	100	93.5	90.2	86.8	85.2
	保護率	34.74	33.39	33.13	33.01	33.37
県	保護率	23.15	23.00	22.98	23.02	23.14
国	保護率	16.2	16.3	16.3	16.2	16.1

注 1 各欄の数値は、年度別月平均のため計は必ずしも一致しない。

(国の令和 7 年度保護率は令和 8 年 3 月現在)

注 2 指数は、令和 3 年度を 100 としたものの。

表 1-② 生活保護状況の推移

(単位：世帯、人、‰、件)

区分 年度	世帯数	実人員	保護率 (‰)	扶助別世帯数・人員					医療扶助人員		保護申請数	開始数		却下件数	取下件数	廃止数		世帯数の増
				生活	住宅	教育	介護	医療	入院	外来		件数	人員			件数	人員	
R3年度	340	479	34.74	305	163	17	107	317	8	410	51	31	37	19	1	41	51	△10
				432	228	30	113	419										
R4年度	331	448	33.39	297	158	13	106	308	11	384	57	32	43	23	3	37	49	△5
				403	207	21	111	394										
R5年度	326	432	33.13	292	157	8	104	305	10	371	55	35	47	21	1	38	42	△3
				387	204	14	106	381										
R6年度	319	416	33.01	285	155	8	101	295	7	360	35	23	27	13	0	31	37	△8
				372	199	13	105	367										
R7年度	320	408	33.37	281	153	5	99	295	7	356	56	38	45	17	0	34	39	4
				361	194	10	105	362										

注 1 「世帯数」から「医療扶助人員」までは年度別月平均。このため計は必ずしも一致しない。

2 「保護申請数」「廃止数」は年度合計

3 「扶助世帯数・人員（生活）～（医療）」の上段は世帯数、下段は人員

表 1-③ 令和 7 年度町村別生活保護の状況

(単位：世帯、人、‰、件)

区分 町別	世帯数	実人員	保護率 (‰)	扶助別世帯数・人員					医療扶助人員		保護申請数	開始数		却下件数	取下件数	廃止数		世帯数の増
				生活	住宅	教育	介護	医療	入院	外来		件数	人員			件数	人員	
大間町	155	220	52.52	146	95	4	33	144	3	189	18	12	17	6	0	18	23	△6
				204	129	9	37	192										
東通村	82	94	17.88	70	31	1	35	76	4	82	21	16	18	5	0	12	12	4
				81	32	1	35	85										
風間浦村	32	37	27.01	26	16	0	15	30	0	33	9	6	6	3	0	2	2	4
				29	19	0	15	34										
佐井村	50	58	40.11	40	11	0	17	46	0	52	8	4	4	3	0	2	2	2
				47	14	0	18	52										
下北郡	320	408	33.37	281	153	5	99	295	7	356	56	38	45	17	0	34	39	4
				361	194	10	105	362										

注 1 「世帯数」から「医療扶助人員」までは年度別月平均。このため計は必ずしも一致しない。

2 「保護申請数」「廃止数」は年度合計

3 「扶助世帯数・人員（生活）～（医療）」の上段は世帯数、下段は人員

表 1－④ 被保護者世帯構成の推移

(単位：世帯、%)

区分 年度	世帯数	高齢者 世帯	単身世帯	母子世帯	傷病障がい 者世帯	単身世帯	その他 の世帯	単身世帯	計	単身世帯
R3年度	世帯数	191	163	11	58	44	79	37	340	244
	構成比(%)	56.17		3.23	17.05		23.23		100	
R4年度	世帯数	195	168	10	52	43	75	34	331	245
	構成比(%)	58.73		3.01	15.66		22.59		100	
R5年度	世帯数	194	171	12	58	48	62	26	326	245
	構成比(%)	59.50		3.68	17.79		19.01		100	
R6年度	世帯数	192	168	11	61	51	54	23	319	242
	構成比(%)	60.19		3.45	19.12		16.93		100	
R7年度	世帯数	198	176	7	64	52	51	23	320	251
	構成比(%)	61.88		2.19	20.00		15.94		100	

注 数字は月平均のため計は必ずしも一致しない。

表 1－⑤ 令和 7 年度町村別被保護者世帯の構成

(単位：世帯、%)

区分 町村別	世帯数	高齢者 世帯	単身世帯	母子世帯	傷病障がい 者世帯	単身世帯	その他 の世帯	単身世帯	計	単身世帯
大間町	世帯数	88	75	5	31	22	31	11	155	108
	構成比(%)	56.77		3.23	20.00		20.00		100	
東通村	世帯数	54	52	2	19	17	6	3	82	72
	構成比(%)	65.85		2.44	23.17		7.32		100	
風間浦村	世帯数	21	19	0	5	4	6	4	32	27
	構成比(%)	65.63		0	15.63		18.75		100	
佐井村	世帯数	33	29	0	9	9	8	5	50	43
	構成比(%)	66.00		0	18.00		16.00		100	
下北郡	世帯数	198	176	7	64	52	51	23	320	251
	構成比(%)	61.88		2.19	20.00		15.94		100	
青森県	世帯数	14,846	13,865	390	4,698	4,074	2,832	1,727	22,764	19,666
	構成比(%)	65.22		1.71	20.64		12.44		100	
全国	世帯数	905,392	845,792	55,833	415,598	368,628	259,134	185,757	1,635,957	1,400,177
	構成比(%)	55.34		3.41	25.40		15.84		100	

注 数字は月平均のため計は必ずしも一致しない。

全国の数値は、令和 8 年 3 月現在のものである。

表 1－⑥ 労働力類型別世帯数の推移

(単位：世帯、%)

区分	働いている者のいる世帯							働いている者の いない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみ が働いてい る世帯	合計			
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和 3 年度	17			7	11	35	10.3	304	89.7
令和 4 年度	15			7	10	32	9.6	300	90.4
令和 5 年度	17			8	11	36	11.0	290	89.0
令和 6 年度	18			6	8	32	10.0	287	90.0
令和 7 年度	22			3	9	34	10.6	286	89.4

注 数字は月平均のため計は必ずしも一致しない。

表 1－⑦ 令和 7 年度町村別労働力類型別世帯数

(単位：世帯、%)

（単位：世帯、％）

区分	働いている者のいる世帯							働いている者のいない世帯	
	世帯主が働いている世帯				世帯員のみが働いている世帯	合計			
	常用	日雇	内職	その他		世帯数	構成比	世帯数	構成比
大間町	13			2	5	20	12.9	135	87.0
東通村	6			1	3	10	12.2	72	87.8
風間浦村	2					2	6.3	30	93.8
佐井村	1					1	2.0	49	98.0
下北郡	22			3	9	34	10.6	286	89.4
青森県	1,300	95	38	152	341	1,926	8.5	20,840	91.5
全国	162,800	21,349	14,499	29,315	27,612	255,575	15.6	1,380,382	84.4

注 数字は月平均のため計は必ずしも一致しない。

全国の数値は、令和 8 年 3 月現在のものである。

表 1－⑧ 扶助別生活保護費の推移

区分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		施設事務費		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
令和元年度	227,053,409	36.8	40,203,042	6.5	2,510,759	0.4	25,638,661	4.2	300,820,173	48.8	－	0.0	3,435,197	0.6	960,462	0.2	15,518,213	2.5	616,139,916	100
令和2年度	223,572,611	36.9	43,666,796	7.2	2,976,064	0.5	26,677,477	4.4	290,236,620	47.8	－	0.0	2,405,968	0.4	1,301,130	0.2	15,913,034	2.6	606,749,700	100
令和3年度	216,473,129	37.2	44,647,127	7.7	2,695,880	0.5	31,366,612	5.4	268,753,327	46.3	－	0.0	1,704,584	0.3	1,279,500	0.2	13,709,948	2.4	580,630,107	100
令和4年度	203,768,430	36.8	43,059,581	7.8	2,068,160	0.4	28,498,680	5.1	257,832,138	46.6	－	0.0	2,175,093	0.4	1,976,460	0.3	14,207,767	2.6	553,586,309	100
令和5年度	196,486,947	34.1	42,754,150	7.4	1,433,370	0.2	24,637,975	4.2	293,851,633	51.0	－	0.0	2,547,245	0.4	955,540	0.1	15,001,862	2.6	575,796,772	100
令和6年度	187,902,104	35.6	43,778,246	8.3	1,280,004	0.2	27,428,492	5.2	251,804,555	47.8	－	0.0	1,675,445	0.3	1,309,110	0.3	12,035,169	2.3	527,213,125	100
令和7年度	182,590,281	35.7	44,174,424	8.6	985,291	0.2	22,976,264	4.5	245,091,817	47.9	－	0.0	2,017,827	0.4	769,650	0.2	13,104,068	2.6	511,709,622	100

(単位：円、%)

注 医療扶助には支払基金支払額を含み、介護扶助には国保連支払額を含む。

3 下北児童相談所

〈相談業務等〉

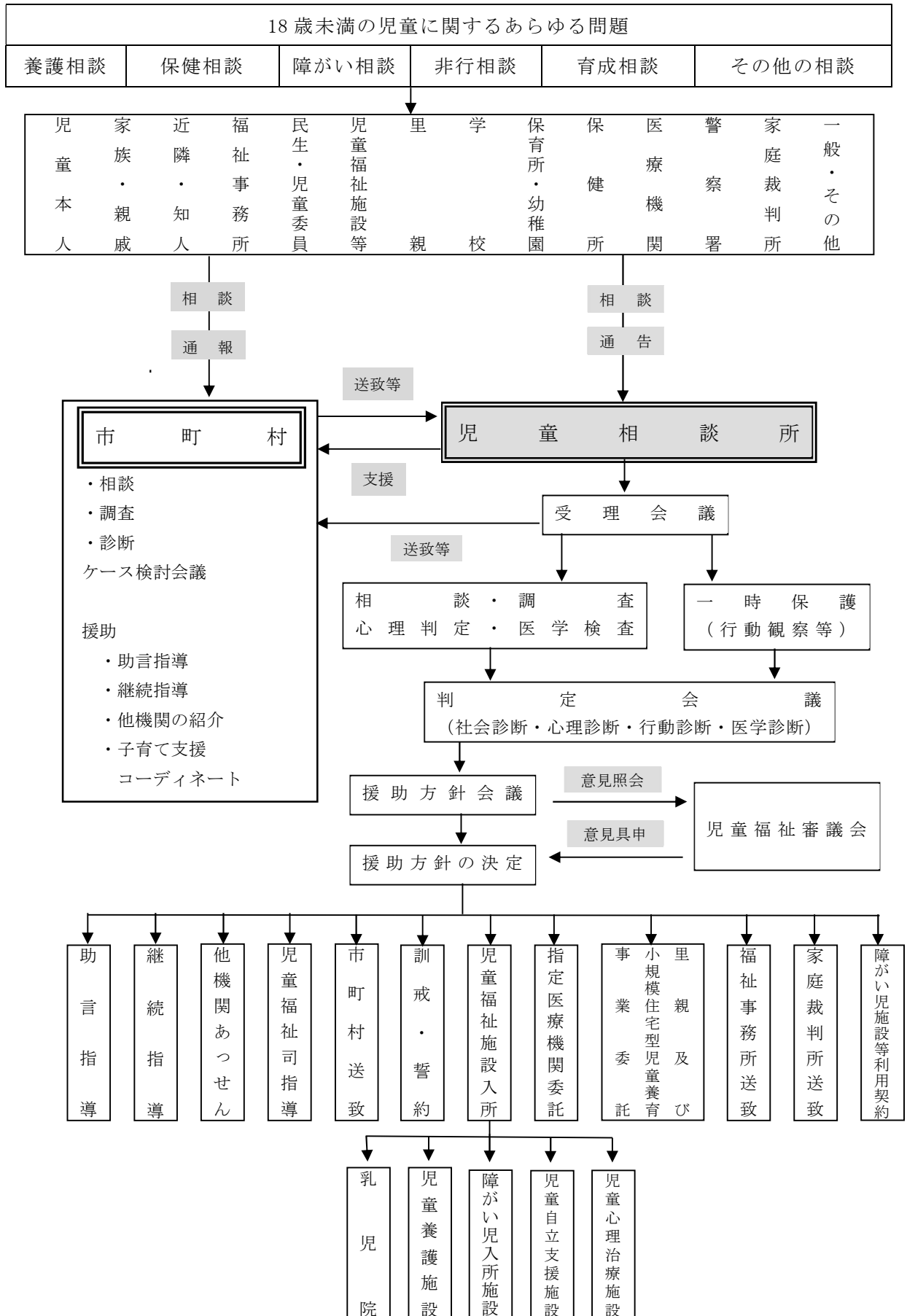
1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養 護 相 談		父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談		虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障がい児に関する相談。
	発 達 障 害 相 談	自閉症・アスペルガー症候群・その他広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談。
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
成 育 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談。

（出典）児童相談所運営指針

(2) 業務の流れ



(3) 相談の状況

ア 種類別受付数

種類別受付数は表1のとおりです。

令和7年度は、総件数300件で、令和6年度から増加しています。

相談内容については、養護相談が173件で全体の57.7%を占め、次に障がい相談が86件(28.7%)、育成相談が31件(10.3%)となっています。

表1 相談種類別受付数

種類 年度	養 護	保 健	障 が い							非 行			育 成					そ の 他	計
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け	小 計		
R5	148	-	-	-	1	5	160	2	168	4	5	9	16	1	8	-	25	3	353
(%)	41.9	-	-	-	0.3	1.4	45.3	0.6	47.6	1.1	1.4	2.5	4.5	0.3	2.3	-	7.1	0.9	100
R6	134	-	-	-	-	3	125	2	130	5	2	7	10	1	5	-	16	3	290
(%)	46.2	-	-	-	-	1.0	43.2	0.7	44.9	1.7	0.7	2.4	3.5	0.3	1.7	-	5.5	1.0	100
R7	173	-	-	-	-	4	82	-	86	1	3	4	25	1	5	-	31	6	300
(%)	57.7	-	-	-	-	1.3	27.4	-	28.7	0.3	1	1.3	8.3	0.3	1.7	-	10.3	2	100

イ 経路別受付数

経路別の受付数は表2のとおりです。

家族・親戚からの相談が108件(36%)と一番多く、次に警察等からの相談が64件(21.4%)、学校等からの相談が39件(13%)となっています。

表2 経路別児童受付数

経路 年度	都道府県・ 市町村			児童福祉施設・ 指定医療機関	児童家庭支援セン ター	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所 及び 医療機関		学校等		里親 ファミ リー ホーム	児童 委員 仲介	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	そ の 他					保 健 所	医 療 機 関	学 校 ・ 幼 稚 園	教 育 委 員 会 等							
R5	25	-	50	8	-	69	-	1	2	13	13	3	-	145	16	5	3	353
(%)	7.1	-	14.2	2.3	-	19.5	-	0.3	0.6	3.7	3.7	0.8	-	41.1	4.5	1.4	0.8	100
R6	2	-	62	4	-	55	1	-	1	31	7	2	-	106	14	5	-	290
(%)	0.7	-	21.4	1.4	-	19.0	0.3	-	0.3	10.7	2.4	0.7	-	36.6	4.8	1.7	-	100
R7	-	-	28	17	-	64	-	-	4	38	1	3	-	108	26	7	4	300
(%)	-	-	9.3	5.7	-	21.4	-	-	1.3	12.7	0.3	1.0	-	36.0	8.7	2.3	1.3	100

ウ 相談種類別受付数（市町村別）

市町村別の受付数は表３のとおりです。

むつ市が 252 件と全体の 84%を占め、次に大間町が 20 件（6.7%）となっています。

表３ 相談種類別受付数

種別 市町村別	養 護	保 健	障 が い							非 行			育 成					そ の 他	計
			肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	小 計		
む つ 市	149	-	-	-	-	4	65	-	69	-	2	2	21	-	5	-	26	6	252
大 間 町	14	-	-	-	-	-	4	-	4	-	1	1	-	1	-	-	1	-	20
東 通 村	4	-	-	-	-	-	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
風間浦村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1
佐 井 村	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
管 外	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	-	-	-	3	-	8
不 明	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
合 計	173	-	-	-	-	4	82	-	86	1	3	4	25	1	5	-	31	6	300

エ 相談の対応件数

相談の対応件数は表４のとおりです。

助言指導が 212 件と全体の 68.4%を占めています。また、市町村送致が 38 件(12.3%)、複雑な家庭環境に起因する問題を有するこども等や援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して措置による指導を行う児童福祉司指導措置が 7 件(2.2%)となっています。

表４ 相談種類別対応件数

種 別	対 応	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親・ファミリーホーム委託	児童自立生活援助の実施	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障がい児施設への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	入所再掲(法第27条の3による家庭裁判所送致)	通所							
	養 護	115	4	1	7	-	-	38	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	3	170
	保 健	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障 害	73	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	2	96
非 行	ぐ 犯 行 為 等	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	触 法 行 為 等	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	育 成	18	8	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	32
	そ の 他	2	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
	計	212	12	8	7	-	-	38	-	-	3	-	-	-	-	1	-	21	8	310

オ 相談の内容について

(ア) 養護相談

養護相談に至った理由及び対応内容については、表5のとおりです。

相談理由は、家族環境（虐待、経済的理由、就労等）から生じた問題で占められており、家族環境のうち7割以上が虐待相談となっています。

表5 養護相談の理由別対応件数

理由別 対 応	棄 児	(失 踪 家 出 を含む)	死 亡	離 婚	(入 院 傷 病 を含む)	家族環境			そ の 他	計
						虐 待	そ の 他	小 計		
児童福祉施設入所	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
里 親	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
面 接 指 導	-	-	-	-	-	71	44	115	-	115
そ の 他	-	-	-	-	-	52	2	54	-	54
計	-	-	-	-	-	124	46	170	-	170
(%)	-	-	-	-	-	73	27	100	-	100

(イ) 虐待相談

虐待相談は相談種別では養護相談に区分されます。

虐待相談対応件数は表6のとおりです。当所管内では、平成25年度の80件以降、平成26年度の60件、平成27年度の46件と減少傾向でした。平成28年度は68件と前年度に比べ大幅に増加し、令和6年度には135件で過去最多の数となりました。令和7年度は前年度より減少となっています。県全体では2,227件と令和5年度、令和6年度に次いで3番目に多くなっています。

虐待の内容は表7のとおりです。心理的虐待が53.6%（66件）を占めています。

また、被虐待児童の年齢別では、「小学生」が33.3%（41件）と最も多くを占めています。

通告経路、虐待者、対応状況については、それぞれ表8、表9、表10のとおりです。

表6 虐待相談対応件数

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
むつ	88	92	79	113	131	135	123
県計	1,620	1,749	1,693	2,039	2,414	2,380	2,227

表7 虐待の種別及び被虐待児童の年齢別内訳

区 分		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
R5 年度	0～3歳未満	3	－	10	4	17
	3～学齢前児童	2	－	14	10	26
	小学生	14	－	29	8	51
	中学生	6	1	15	5	27
	高校生・その他	5	－	4	1	10
	計	30	1	72	28	131
R6 年度	0～3歳未満	1	－	6	4	11
	3～学齢前児童	11	－	13	9	33
	小学生	29	1	23	7	60
	中学生	8	－	6	5	19
	高校生・その他	5	－	4	3	12
	計	54	1	52	28	135
R7 年度	0～3歳未満	3	－	20	6	29
	3～学齢前児童	5	－	18	8	31
	小学生	15	－	17	9	41
	中学生	3	－	6	2	11
	高校生・その他	4	－	5	2	11
	計	30	－	66	27	123

表8 通告経路

区 分	家 族	親 戚	近 隣・ 知人	児 童 本 人	福 祉 事 務 所	県 児 童 相 談 所	児 童 委 員	保 健 所	医 療 機 関	児 童 福 祉 施 設 等	警 察 等	学 校 等	市 町 村	里 親	子 育 て メ イ ト	そ の 他	虐 待 者 本 人 (再 掲)	計
R5年度	18	2	11	3	－	8	－	－	2	3	64	17	3	－	－	－	13	131
R6年度	8	5	11	2	1	8	－	1	3	－	51	40	－	－	－	5	－	135
R7年度	8	－	12	3	－	9	－	－	2	4	63	17	4	－	－	1	6	123

表9 虐待者について

区 分	実 父	実 父 以外 の父 親	実 母	実 母 以外 の母 親	祖 父	祖 母	兄 弟	義 兄 弟	親 戚	そ の 他	不 詳	両 親 (再 掲)	計
R5年度	53	8	64	5	-	-	-	-	-	1	-	-	131
R6年度	55	7	71	1	-	-	-	-	-	1	-	-	135
R7年度	47	17	53	3	-	3	-	-	-	-	-	-	123

表10 対応状況

区 分	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 入 所	フ ア ミ リ ー ホ ー ム ・ 里 親	市 町 村 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他	計
R5年度	91	-	1	10	1	3	-	21	4	131
R6年度	93	4	-	26	-	-	-	10	2	135
R7年度	71	4	1	7	1	-	-	38	2	124

(ウ) 里親制度について

○里親制度

里親制度は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を里親の家庭で温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てる制度です。里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望し、都道府県の研修を修了し、知事が適当と認定した方です。

平成21年4月から里親制度が改正され、現在は「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」、の4種類があります。

管内の委託状況は表11のとおりです。

表11 里親・里子の状況

(令和8年3月31日現在)

管内登録里親数	委託里親		委託里子数
	実数	受託率(%)	
6	0	0	1

(参考)

○養育里親～家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて、養育する里親

○専門里親～養育里親のうち、虐待や非行、障がいなどの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

○養子縁組里親～養子縁組によって養親となることを希望する里親

○親族里親～両親等が死亡、行方不明等により、その子どもの三親等以内の親族が養育する里親

○小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する事業です。複数の児童の委託を受け、児童同士の相互の交流を活かしながら、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的としています。

県内にはファミリーホームが 11 カ所あります。

※里親等委託率（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

$$= \frac{\text{里親委託児童数(1 人)} + \text{ファミリーホーム委託児童数(6 人)}}{\text{養護施設入所児童(5 人)} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童(7 人)}} = 58.3\%$$

(エ) 障がい相談

障がい相談は相談全体に占める割合は、28.7%を占めています。障がい相談の内訳は表 12 のとおりで、知的障害が全体の 95.3%を占めています。

表 12 障がい相談受付件数

障がい						
肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
-	-	-	4	82	-	86

(オ) 非行相談

非行相談の状況は表 13、表 14 のとおりです。令和 7 年度は 4 件と、昨年度よりも減少傾向にあります。

表 13 非行相談受付件数

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
3	2	1	2	9	7	4

表 14 非行相談の理由別対応件数

理由別 対応	ぐ犯行為等相談									触法行為等相談					計
	暴力	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	自家金銭持出	シンナー等吸引	性的逸脱	その他	小計	窃盗	傷害・恐喝	放火・弄火	その他	小計	
児童福祉施設入所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
面接指導	-	-	-	1	-	-	-	-	1	3	-	-	-	3	4
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	1	-	-	-	-	1	3	-	-	-	3	4

(カ) 不登校相談

不登校相談の状況は表 15 のとおりです。不登校を主訴とした相談は、横ばいとなります。

表 15 不登校相談受付件数

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
2	2	3	3	1	1	1

2 判定業務

判定・診断指導件数の推移については表 16 のとおりです。

相談別判定件数は表 17 のとおりです。障がいに関する判定が 66 件で 82.5%を占めています。

医学的・心理学的検査状況については、表 18 のとおりです。

表 16 判定件数等の推移

区 分 \ 年 度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
判定件数	78	73	85	73	95	82	80
医学的診断指導件数	23	69	39	29	80	69	22
心理診断指導件数	203	259	196	329	329	363	357

表 17 相談別判定件数

養 護	保 健	障 が い							非 行			育 成					そ の 他	計
		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	小 計	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	小 計	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け	小 計		
6	-	-	-	-	-	66	-	66	1	-	1	7	-	-	-	7	-	80

表 18 医学的・心理学的検査状況

対 象 者 \ 検 査	医学的診断指導				心理診断指導					
	診 察 ・ 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	計	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導	計
児 童	10	-	-	10	77	30	24	1	106	238
保護者	12	-	-	12	-	-	-	1	97	98
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	21	21
計	22	-	-	22	77	30	24	2	224	357

表 19 判定書（証明書）の交付状況

特別児童 扶養手当	愛護手帳	障がい児保育 意見書	そ の 他 (福祉手当・ 障害証明書)	計
2	63	-	56	121

3 一時保護業務

一時保護の状況については表 20、表 21 のとおりです。

令和 7 年度に一時保護（一時保護委託を含む。）した児童の実人員の総数は 15 人（延べ人員 319 人）で、そのうち中央児童相談所一時保護所での一時保護は 4 人（延べ 214 人）、児童福祉施設や里親への一時保護委託が 6 人（延べ人員 100 人）となっています。

相談種類別では養護相談の実人員が 11 人（延べ人員 132 人）となっています。

表 20 一時保護の状況

区 分	保護の内容	実人員	延べ人員
R 5 年度	中央児童相談所の一時保護	8	236
	所 内 保 護	1	1
	保 護 委 託	13	394
	小 計	22	631
R 6 年度	中央児童相談所の一時保護	5	233
	所 内 保 護	8	8
	保 護 委 託	13	108
	小 計	26	349
R 7 年度	中央児童相談所の一時保護	4	214
	所 内 保 護	5	5
	保 護 委 託	6	100
	小 計	15	319

※ 所内保護は、下北児童相談所内等において直接行った一時保護です。

表 21 相談種類別一時保護児童数

区 分	相 談 種 別	実人員	延べ人員
R 5 年度	養 護	13	425
	保 健	－	－
	障 が い	－	－
	非 行	1	31
	育 成 そ の 他	8	175
	小 計	22	631
R 6 年度	養 護	22	145
	保 健	－	－
	障 が い	－	－
	非 行	1	63
	育 成 そ の 他	3	141
	小 計	26	349
R 7 年度	養 護	11	132
	保 健	－	－
	障 が い	－	－
	非 行	1	91
	育 成 そ の 他	3	96
	小 計	15	319

〈各種支援業務〉

1 子ども虐待防止対策

(1) 子ども虐待ホットライン

児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的として、虐待に関する通告・通報を受ける専用電話（ホットライン・フリーダイヤル 0120-72-6552）を設置しており、令和7年度は0件でした。

(2) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施しています。

2 市町村支援

児童福祉法の改正後、市町村が第一義的な児童家庭相談窓口を担うこととなりました。そのため、児童相談所は、緊急性のあるケースや専門的な支援が必要なケースの対応と、市町村への助言等の後方支援など、より専門的な立場からの役割が求められています。

児童相談所では、市町村児童相談担当者の資質向上を図るため、市町村巡回支援や児童家庭相談担当者研修を実施し、市町村の児童家庭相談体制の充実を図っています。

第3章 資料集

1 下北児童相談所資料

(1) 児童人口

市町村	令和7年10月1日現在 (推計人口)		
	人口 (A)	児童人口 (B)	児童人口の比率 (B/A×100)
むつ市	48,697	5,676	11.7%
大間町	4,162	510	12.3%
東通村	5,187	583	11.2%
風間浦村	1,340	95	7%
佐井村	1,430	118	8.3%
管内合計	60,816	6,982	11.5%

※児童人口は、0歳～18歳未満の人口です。

(2) 児童福祉施設等入所・里親委託状況

令和8年3月31日現在

ア 措置入所

施設種別	施設名	児童数
児童養護施設	藤 聖 母 園	2
	幸 樹 園	2
	あ け ぼ の 学 園	1
知的障害児施設	八 甲 学 園	1
	は ま ゆ り 学 園	1
聴覚障害児施設	ア レ ー ズ 秋 桜	1
児童心理治療施設	青森おおぞら学園	3
ファミリーホーム	の ぎ わ ホ ー ム	1
	桂 木 ホ ー ム	2
	城 ケ 沢 ホ ー ム	3
里 親		1
合 計		18

イ 契約入所

施設種別(旧)	施設名	児童数
知的障害児施設	は ま ゆ り 学 園	10
重症心身障害児施設	はまなす医療療育センター 入所	5
	青 森 病 院 入所	3
合 計		18

2 各種協議会委員等名簿

(1) 民生委員児童委員協議会

ア 町村民生委員児童委員協議会

名 称	会 長	事務所所在地	電 話
大間町 民生委員児童委員協議会	竹 内 眞 也	〒039-4601 大間町大字大間字奥戸下道 20-4 大間町住民福祉課内	TEL 37-2520 FAX 37-2562
東通村 民生委員児童委員協議会	宮 本 久 男	〒039-4222 東通村大字砂子又字里 17-2 東通村健康福祉課内	TEL 28-5800 FAX 48-2570
風間浦村 民生委員児童委員協議会	蛸 嶋 正 男	〒039-4502 風間浦村大字易国間字古野 44-7 風間浦村住民課内	TEL 35-3111 FAX 35-3733
佐井村 民生委員児童委員協議会	東 出 太 一	〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森 20 佐井村福祉健康課内	TEL 38-2111 FAX 38-2492

(令和 10 年 11 月 30 日まで)

イ 下北郡民生委員児童委員連絡協議会

会 長	事務所所在地	電 話
蛸 嶋 正 男 (風間浦村民生委員 児童委員協議会会長)	〒035-0073 むつ市中央 1 丁目 3-33 青森県下北福祉事務所 内	TEL 22-2296 FAX 23-1103

(令和 10 年 11 月 30 日まで)

(2) 母子・寡婦福祉会

ア むつ・下北地区母子寡婦福祉会連絡協議会

区分 役職名	氏 名	住 所
会 長	葛西 久美子	むつ市

イ 市町村母子寡婦福祉会

区分 市町村	氏 名		住 所
む つ 市	会長	葛西 久美子	むつ市
	副会長	田中 京子	むつ市
	〃	田中 靖子	むつ市
風 間 浦 村	会長	飯田 さつき	下北郡風間浦村
佐 井 村	会長	工藤 せつ子	下北郡佐井村

大間町母子寡婦福祉会は令和3年度に解散

東通村母子寡婦福祉会は令和5年度に解散

(令和8年4月1日現在)